

# 新賃貸料決まる

## 施設区域道路電力・水道の単価

### 新賃貸料の総まとめ

区分 (防衛施設行)	決定賃貸料 (365日分)		支払賃貸料 (321日分)		支払賃貸料の内訳
	188億	%	640億165億	3,400万	
那覇空軍港 (運輸路倉)	3億4,500万	603	3億	300万	内訳項目は施設区域に準ずる
道(建設倉)	9億9,000万	819	8億7,100万		全額純賃貸料
非細分土地	9億6,100万	488	8億4,500万		賃貸料=3億3,400万 調整費=5億1,100万
水(道)	5,400万	482	4,700万		全額純賃貸料
電(電力)	3億5,000万	817	3億	800万	"
合計	215億		644億189億	800万	

施設・区域名	関係市町村	新賃貸料				
		宅地	準宅地	田	畑	山林・原野
瑞慶覧通信所	①コザ、②北谷 美里、北中城	1,205	②759		②759	②759
西原陸軍補助施設	①与那城②勝連	971	685	492	492	492
久米島射撃場	①与那城②勝連	396		163	①②163	①②115
久米島航空通信施設	北中城	②396		②194	②194	①②104
普天間飛行場	北中城		383		383	383
キャンプ・マブ	北中城	559	432	432	432	432
キャンプ・マブ	宜野湾	1,203	847	847	847	847
キャンプ・マブ	宜野湾	1,274	998	998	998	998
キャンプ・マブ	宜野湾	1,291	1,012	1,012	1,012	1,012
キャンプ・マブ	宜野湾	1,514	1,070	1,070	1,070	1,070
キャンプ・マブ	宜野湾	2,775	1,981	1,981	1,981	1,981
ハーバビュー・クラブ	那覇	3,935(宅地)	3,935(バンド1、2、3、宅地4)			
		3,133(宅地以外)				
那覇港湾施設	旧那覇市	5,568(バンド1、2、3)、4,455(バンド4)、3,341(宅地27、畑5、7、原野3、墓地)				
		5,568(新開地)				
	旧小原	1,387バンドI(宅地1、2)、981(畑1、2、3、4、5)、981(原野、墓地、排干)、1,387(雑種地)				
那覇空軍・海軍補助施設	那覇(バンドI II-旧小原)	1,387バンドI(宅地1、2)、966(畑1、2、3、4、5)、966(山林1、2、原野1、2、墓地)				
	旧那覇	3,341(バンド6)				
那覇サイト	那覇(バンドI、II)	1,387(宅地1、2)、966(畑1、2、3、4)、966(畑1、2、3、4、5)、966(山林1、2、原野1、2、墓地、保安林、排干、雑種地、池沼)、1,387(公用地)				
知念第一サイト	知念	127			102	
知念第二サイト	①玉城②知念 ③佐敷	②③223		①②③	①②③102	
新里通信所	佐敷、大里			127	102	
知念補給地区	玉城、知念、佐敷	378		159	108	
与座岳航空通信施設	糸満、東風平 具志頭、糸満、東風平	277		127	87	
与座岳陸軍補助施設	①具志頭②糸満 ③東風平			①②127	①②108 ③87	
南部弾薬庫	具志頭	262		上138 下114	97	
鳥島射撃場	仲里				53	
久米島射撃場	慶名	115		72	33	
久米島航空通信施設	①仲里②具志川	②200		②134	②127 ③53	
久米島射撃場	仲里				127	
宮古航空通信施設	①平良②上野	①476		①②72	①②34	
嘉手納弾薬庫	読谷	線内1,099線外773線外789	線内190線外190	線内773線外83	線内65 公有地65	
"	石川	499	118	118	83公有地65	
"	恩良	258	118	118	75公有地60	
"	南700	北700	南708	北708	南708	
"	北998	南998	北998	南998	北998	
"	南1,216	北1,216	南1,216	北1,216	南1,216	
"	嘉手納	998	294	294	83公有地65	
"	具志川	574	120	120	83公有地65	
陸軍貯油施設	読谷		606		606	
"	美里	776	606		606	
"	コザ	984	984		984	
"	具志川	958	199	199	115	
"	北谷	1,195	884	884	884	
"	宜野湾	1,321	1,041	1,041	1,041	
"	浦添	1,514	1,196	1,196	1,196	
"	那覇	2,775	1,981	1,981	1,981	

### 自衛隊施設用地として使用される土地

ホワイチビーチ地区	与那城、勝連	アメリカ合衆国軍隊の用に供される土地に同じ
那覇港湾施設	那覇	"
那覇空軍・海軍補助施設	那覇	"

# 季刊土地連合会報

発行所  
沖縄市町村  
軍用地地主会連合会  
那覇市久米2丁目7番地の2  
発行人 砂川直義  
電話 ☎-6270

施設・区域(防衛施設行)  
①賃貸料は、(1)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

### 施設・区域(防衛施設行)

アメリカ合衆国軍隊の用に供される土地

施設・区域名	関係市町村	新賃貸料				
		宅地	準宅地	田	畑	山林・原野
北部訓練場	国頭					12
伊江島レストセンター	伊江	230		145	145	88
八重岳通信所	①本部②名護	①195				①97 ①公用地23 ②民有地41 ②20
慶佐次通信所	東			116	116	39
キャンプ・シュワブ	①宜野座②名護			②164	②164	①③7256
辺野古弾薬庫	名護			114	114	②③32 39
キャンプ・ハンセン	①宜野座②名護 ③恩納④金武	①③④579	④388	①③④142	①③④95	①④41 ②③37 ③32④388
恩納通信所	恩納 宜野座	281		188	188	88
キャンプ・ハーディー	宜野座	253		142	95	80
恩納サイト	①恩納②金武			130	130	①⑤237
キンバル訓練場	金武					95 50
屋嘉レストセンター	"	783	612	142	95	88
金武レッド・ビーチ訓練場	①恩納②金武	①281		①142	①95	①③7④21
		②甲表936 乙表306		②936	②230	②230
				"142	"95	①公32
金武ブルー・ビーチ訓練場	金武			142	95	43
ポーロー・ポイント射撃場	読谷			228	228	115
知花サイト	①恩納、②コザ					①60②65
石川陸軍補助施設	石川、具志川	①501②460				①371 ②353 ①②115
読谷陸軍補助施設	読谷	596	417			417
楚辺通信所	"	726		321	321	115
読谷補助飛行場	"	776		459	459	115
天願棧橋	具志川	958		199	199	115
キャンプ・コートニー	"	958	647	511	511	115
天願通信所	"	1,186		647	647	647
キャンプ・マクトリアス	"	1,072		425	425	115
キャンプ・シールズ	美里	776		225	225	115
キャンプ・ヘーク	美里、具志川	858	492	492	492	492
平良川通信所	具志川	1,009		508	508	115
波平陸軍補助施設	読谷		465			465 465
トリイ通信施設	"	739				228 115
嘉手納飛行場	嘉手納、北谷 コザ、美里	1,248 998	708	708	708	708
				川北294	川北294	川北83
嘉手納住宅地区	読谷	689	482			482 482
砂手陸軍補助施設	北谷	1,195	745			745 745
カシジ陸軍補助施設	"	1,195	745			745 745
コザ通信所	コザ	1,353	1,069			1,069
キャンプ・森	江北	1,249	887			887 887
キャンプ・瑞慶覧	コザ、北谷 北中城、宜野湾	1,216	857			857 857

道路施設(建設省)

Table with columns: 市町村名, 路線名, 等級, 単価(坪当り円), 該当区域. Lists road projects in various municipalities like 原, 西兼久原, 前原, etc.

Table with columns: 市町村名, 路線名, 等級, 単価(坪当り円), 該当区域. Lists road projects in municipalities like 名護, 施設内道路, 宜野座, etc.

水道施設(沖縄県)

市町村名	施設名	単価 (坪当り円)
東	福地、ウフ間導水管	176
大宜味	"	176
名護	" ①旧名護市街地 ②旧名護その他の地域 ③旧羽地	1,152 236 220
宜野座	" ①13号線沿い ②108号線沿い	220 176
金武	ハンセンダム(田) " (畑) " (山林原野)	146 93 48
石川	天願ダム(田、畑) " (山林原野) 石川浄水場、那覇間送水管(東恩納排水溝) 石川排水溝 瑞ヶ山ダム(山林原野)	122 86 516 1,150 86
与那城	与勝配水池(宅地) " (田、畑、墓、拜所) " (山林原野)	408 168 119
勝連	与勝配水池(墓地) " (山林原野)	168 119
具志川	天願浄水場、川崎ポンプ場(宅、池、雑) " (その他) " とコザ増圧ポンプ場間配水管(宅地) " (その他) 天願送電線(田、畑)	1,222 666 1,222 666 527
読谷	長田ポンプ場(宅地) " (その他) サイト大配水管(田、畑) 比謝川せき(田、畑、原野) トリー・ステーション配水池(田、畑) " (山林原野)	1,132 796 473 796 473 119
嘉手納	比謝川ポンプ場(宅地) " (その他) 比謝川導水管、嘉手納配水管(宅地、池) " (その他) 比謝川せき(田、畑、山原)	1,285 730 1,285 730 796
美里	コザ増圧ポンプ場(宅) 瑞ヶ山ダム(山林原野) 登川ポンプ場(田、畑) 瑞ヶ山ダム、ジャック増圧ポンプ場間導水管(田、畑) " (山、原)	1,559 86 506 185 86
コザ	瑞ヶ山ダム(田、畑) " (山、原) プラザ配水池No.1及び2(畑、山、原、墓) 瑞ヶ山ダム、ジャック増圧ポンプ場間導水管(山、原) " (その他) プラザ配水池、嘉手納基地間送水管(宅) " (その他) プラザ配水池、泡瀬住宅地間配水管(田、原) 公社庁舎(宅) " (その他)	304 86 882 1,252 86 882 882 1,252 882
北中城	プラザ配水池、泡瀬住宅地城間配水管(宅、雑、池) " (その他)	1,252 882
北谷	北谷増圧ポンプ場(田)	882
宜野湾	MCAS増圧ポンプ場 大瀬名配水池(宅) 菅入増圧ポンプ場(宅) " (その他)	882 1,238 1,238 872
浦添	牧港配水池(宅地、池) " (その他) 嘉数浄水ポンプ場(宅)	1,559 1,102 1,559
那覇	那覇飛行場増圧ポンプ場(宅) " (その他)	1,428 995
豊見城	与座浄水場、那覇飛行場送電線配水管-3号線沿い、同飛行場付近-1(宅、雑、池) " (その他)	1,428 995
佐敷	知念地区水道施設(田、畑) " (山、原) バクナビル配水管(宅、雑、池) " (田、畑) " (山、原)	164 112 390 164 112
知念	知念地区水道施設(雑) " (田、畑) " (山、原)	390 164 112
玉城	" (宅、雑) " (田、畑) " (山、原、野)	390 164 112
糸満	与座浄水場(宅、雑、池) " (畑、田) 与座浄水場、那覇飛行場間送電線沿い-3号線沿い(宅) " (その他) " (宅、雑、池) " (田、畑、拜、墓) " (山、原)	390 164 1,428 995 390 164 112

電力施設(沖縄電力)

市町村名	地目	単価 (坪当り円)	坪数	総額
本 部	宅 地	227	11	2,497
	田 畑	137	894	122,478
	山林原野	97	2,706	262,482
		40	7,057	282,280
名 護 (旧名護町)	宅 地	590	342	201,780
	準 宅 地	472	1,287	607,464
	田 畑	137	2,159	295,783
	山林原野	100	12,551	1,255,100
	内外宅地-3	40	27,235	1,089,400
		1,728	76	131,328
名 護 (旧屋部村)	宅 地	378	77	29,106
	田 畑	137	263	36,031
	山林原野	97	7,547	732,059
		40	10,342	413,680
名 護 (旧羽地村)	宅 地	378	100	37,800
	田 畑	137	599	82,063
	山林原野	100	5,886	588,600
		40	13,187	527,480
名 護 (旧久志村)	宅 地	378	197	74,466
	田 畑	137	1,000	137,000
	山林原野	97	1,114	108,058
		40	19,780	791,200
恩 納	宅 地	378	39	14,742
	田 畑	97	1,464	142,008
	山林原野	40	7,797	311,880
宜 野 座	宅 地	500	63.80	31,900
	田 畑	137	2,115	289,755
	山林原野	97	8,164	791,908
		40	25,118.20	1,004,728
金 武	宅 地	590	1,408	830,720
	準 宅 地	400	6,153	2,461,200
	田 畑	137	3,859	528,683
	山林原野	97	9,901	960,397
		40	33,668	1,346,720
石 川	支持物用地	500	5,381	2,690,500
	線下用地	300	48,423	14,526,900
	内外宅地-3	1,922	1,319	2,535,118
美 里	宅 地	634	1,004	636,536
	準 宅 地	443	4,900	2,170,700
	山林原野	193	20,000.82	3,860,158
		100	14,718	1,471,800
与 那 城	宅 地	357	78	27,846
	準 宅 地	214	1,192	255,088
勝 連	宅 地	357	42	14,994
	準 宅 地	214	8,308	1,777,912
具 志 川	支持物用地	678	3,614	2,450,292
	線下用地	407	31,878	12,974,346
	内外宅地-2	1,332	595	792,540
	内外宅地-3	1,087	55	59,785
コ ザ	支持物用地	828	908	751,824
	線下用地	497	8,174	4,062,478
読 谷	宅 地	547	2,493	1,363,671
	準 宅 地	360	6,449	2,321,640
	山林原野	170	9,956	1,692,520
嘉 手 納	宅 地	678	13	8,814
	準 宅 地	407	893	363,451
	山林原野	170	2,263	384,710
北 谷	宅 地	678	0	0
	準 宅 地	407	2,787	1,134,309
北 中 城	宅 地	756	946	715,176
	準 宅 地	454	3,564	1,618,056
中 城	宅 地	559	34	19,006
宜 野 湾	支持物用地	1,023	1,085	1,109,955
	線下用地	614	9,763.60	5,994,850
浦 添	支持物用地	1,200	1,900	2,280,000
	線下用地	720	17,097.18	12,309,970
那 覇 (平野、安謝)	支持物用地	1,440	5,536	7,971,840
	線下用地	864	31,375.98	27,108,847
	支持物用地	1,728	975	1,684,800
	線下用地	1,036	4,526.45	4,689,402
東 風 平	宅 地	357	102	36,414
	農 林 原 野	137	16,376	2,243,512
		87	6,512	556,544
糸 満	畑	137	126	17,262
具 志 頭	農 林 原 野	137	3,512	841,144
		87	2,304	230,448
玉 城	農 林 原 野	137	5,662	775,694
		87	826	71,862
佐 敷	宅 地	238	1,135	332,640
	田 畑	150	5,368	805,200
	山林原野	90	5,234	471,060
与 那 原	宅 地	576	9	5,184
	準 宅 地	461	2,920	1,346,120
	田 畑	193	2,921	563,753
	山林原野	100	3,760	376,000
南 風 原	宅 地	576	0	0
	準 宅 地	403	3,992	1,608,776
知 念	畑	137	2,290.01	313,731
	山林原野	87	3,123.69	271,935
豊 見 城	宅 地	612	98	59,976
	準 宅 地	367	3,021	1,198,707
	農 林 原 野	170	2,117	359,890



里、字宮宮、字吉波渡、字瀧川、壺屋町2丁目及び通堂町3丁目並びに浦添市字牧港、字伊祖、字屋富祖、字大平、字宮城及び字内間並びに宜野湾市字嘉敷、字大謝名、字真志喜、字大山、字伊佐及び字喜友名並びに中頭郡北谷村字桑江、字伊平、字兵川及び字砂辺並びに中頭郡嘉手納村字水釜及び字嘉手納並びにコザ市字嘉間良、字遠来並びに中頭郡美里村字美里、字松本、字知花、字登川及び字地原並びに具志川市字栄野比、字昆布、字川崎及び字天願並びに中頭郡読谷村字伊良野

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊貯油施設の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**77 鳥島射撃場 (39,100)**

(1) 土地の区域  
鳥尻郡仲里村鳥島全域

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の空対地射撃場の用に供す。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**78 出砂島射撃場 (230,700)**

(1) 土地の区域  
鳥尻郡読谷村出砂島全域

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の空対地射撃場の用に供す。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**81 久米島射撃場 (2,000)**

(1) 土地の区域  
鳥尻郡仲里村字根(南オハ島)

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の空対地射撃場の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**81 浮原島訓練場 (311,600)**

(1) 土地の区域  
中頭郡勝連村浮原島全域

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の訓練場(地位協定第二条第4項bの使用)の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から1年とする。

**82 津堅島訓練場 (24,300)**

(1) 土地の区域  
中頭郡勝連村津堅島

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の訓練場の用に供す

**84 黄尾嶼射撃場 (874,200)**

(1) 土地の区域  
行田市黄尾嶼全域

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の空対地射撃場の用に供す。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**85 赤尾嶼射撃場 (40,500)**

(1) 土地の区域  
行田市赤尾嶼

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の空対地射撃場及び艦砲射撃場の用に供す

**86 宮古島ボルトック施設 (153,800)**

(1) 土地の区域  
宮古郡平良市字下里

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の航法援助施設の用に供す

**88 沖大東島射撃場 (1,036,000)**

(1) 土地の区域  
鳥尻郡南大東村

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の空対地射撃場及び艦砲射撃場の用に供す

**53 キャンプ・ブーン (145,700)**

(1) 土地の区域  
宜野湾市字地泊

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の倉庫及び事務所の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**56 牧港補給地区 (3,145,000)**

(1) 土地の区域  
浦添市字港川、字城間、字屋富祖、字宮城、字仲西、字小湾、字勢理客及び字牧港

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の宿舎、兵站施設及び事務所の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**61 牧港住宅地区 (1,968,000)**

(1) 土地の区域  
那覇市字安謝、字天久、字上之屋、字安里、字路期、字古島及び字真嘉比

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の住宅及び事務所の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**64 那覇湾港施設 (899,200)**

(1) 土地の区域  
那覇市住吉町1丁目、2丁目、3丁目及び埋立地並びに垣花町1丁目、2丁目及び3丁目並びに山下町1丁目及び2丁目並びに通堂町3丁目及び字鏡水

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の港湾施設及び貯油施設の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**65 那覇サービス・センター (4,860)**

(1) 土地の区域  
那覇市通堂町

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の厚生施設

**70 新里通信所 (105,200)**

(1) 土地の区域  
鳥尻郡佐敷村字新里及び鳥尻郡大里村字大城

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊通信施設の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**71 知念補給地区 (1,761,000)**

(1) 土地の区域  
鳥尻郡玉城村字垣花、字仲村、字玉城、字中山、字富里、字屋嘉部、字糸敷及び字御原原並びに鳥尻郡知念村字志喜屋並びに鳥尻郡佐敷村字新里及び字佐敷

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の住宅及び事務所の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**74 与座岳陸軍補助施設 (258,900)**

(1) 土地の区域  
糸満市字學文仁、字大慶及び字宇江城並びに鳥尻郡具志川村字仲座

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の倉庫の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**75 南部弾薬庫 (1,263,000)**

(1) 土地の区域  
鳥尻郡具志川村字安里、字与座、字仲座及び字波名城

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の弾薬庫施設の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**76 陸軍貯油施設 (916,000)**

(1) 土地の区域  
那覇市字与義、字真嘉比、字大道、字安

石川市字石川並びに具志川市字宮里並びにコザ市字山里及び字諸見里並びに中頭郡美里村字比屋根並びに中頭郡嘉手納村字屋良並びに中頭郡北谷村字北前、字大村、字玉上、字北谷、字伊平、字桑江、字吉原、及び字砂辺並びに中頭郡北中城村字臨覽、字島袋、字比嘉、字仲順、字喜原、字喜舎場及び字安谷屋並びに宜野湾市字喜友名、字普天間、字新城、字安仁屋、字長田、字伊佐並びに糸満市字大里及び字与座

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の住宅、補助飛行場、電気通信施設及び事務所の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**45 瑞慶覧通信所 (117,400)**

(1) 土地の区域  
中頭郡北谷村字吉原並びにコザ市字山里

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊通信施設の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**46 糸瀬通信施設 (2,436,000)**

(1) 土地の区域  
中頭郡北中城村字渡口並びに中頭郡美里村字高原、字冠瀬、字比屋根、字与儀及び字大里

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊通信施設の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**47 西原陸軍補助施設 (198,300)**

(1) 土地の区域  
中頭郡勝連村字南風原及び字内間並びに中頭郡与那城村字安勢理及び字西原

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の宿舎及び事務所の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**48 ホワイト・ビーチ地区 (1,884,000)**

(1) 土地の区域  
中頭郡与那城村字鏡辺並びに中頭郡勝連村字平敷屋、字内間及び字平安名

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の港湾、宿舎、事務所及び貯油施設の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**49 糸瀬倉庫地区 (129,500)**

(1) 土地の区域  
中頭郡北中城村字渡口及び字仲順

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊倉庫施設の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**50 久場崎学校地区 (121,700)**

(1) 土地の区域  
中頭郡中城村字久場

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊学校施設の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**51 普天間飛行場 (4,945,000)**

(1) 土地の区域  
宜野湾市字真志喜、字大謝名、字佐真下字宜野湾、字大山、字神山、字赤道、字中原、字伊佐、字喜友名、字上原、字新城、字野島、字普天間、字真栄原及び字我如古

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の飛行場の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**52 キャンプ・マーシー (364,200)**

(1) 土地の区域  
宜野湾市字地泊、字真志喜、字大謝名及び字大山

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の学校施設及び事務所の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

志川市字赤道

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の宿舎、事務所及び訓練場の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**34 平良川通信所 (182,100)**

(1) 土地の区域  
具志川市仲座、字上江洲、字喜原武、字大田、字田場、字具志川及び字平良川

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊通信施設の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**35 波平陸軍補助施設 (40,500)**

(1) 土地の区域  
中頭郡読谷村字都堅及び字波平

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の宿舎及び事務所の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**36 トライ通信施設 (3,282,000)**

(1) 土地の区域  
中頭郡読谷村字眞見知、字古堅、字大湾、字地辺及び字大木

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊通信施設の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**37 嘉手納飛行場 (20,497,000)**

(1) 土地の区域  
中頭郡北谷村字新川、字伊平、字上勢頭、字下勢頭及び字砂辺並びに中頭郡嘉手納村字野国、字波久、字水釜、字嘉手納、字屋良、字東、字野里、字国直及び字久得並びにコザ市字山内、字大見里、字上地、字森根、字宇久田、字古川、字白川、字嘉良川、字胡屋、字御殿敷並びに中頭郡美里村字美里及び字松本

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の飛行場の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**38 嘉手納住宅地区 (101,200)**

(1) 土地の区域  
中頭郡読谷村字大湾、字古堅、字比嘉崎

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の住宅の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**40 砂辺陸軍補助施設 (40,500)**

(1) 土地の区域  
中頭郡北谷村字新川及び字砂辺

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の事務所の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**41 カシジ陸軍補助施設 (6,100)**

(1) 土地の区域  
中頭郡北谷村字砂辺

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の事務所の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**42 コザ通信所 (8,100)**

(1) 土地の区域  
コザ市字胡屋

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊通信施設の用に供す

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**43 キャンプ桑江 (1,131,000)**

(1) 土地の区域  
中頭郡北谷村字伊平、字桑江、字吉原及び字新川

(2) 使用の方法  
アメリカ合衆国軍隊の住宅、病院及び事務所の用に供する。

(3) 使用の期間  
昭和47年5月15日から5年とする。

**44 キャンプ瑞慶覧 (7,963,000)**

(1) 土地の区域

浦添市字惣理客(城門原)  
 (2) 工作物の種類  
 建物(2号倉庫及び3号倉庫—補強コンクリートブロック造、陸屋根、平屋建)

2棟  
 (3) 工作物の設置場所  
 浦添市字惣理客城門原450番地  
 (4) 工作物の使用部分  
 2号倉庫の中央通路から1号倉庫沿いの部分及び3号倉庫の中央通路から国道58号線(旧車道1号線)沿いの部分

(5) 土地及び工作物の使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊の倉庫及び野積場の用(当該倉庫及び野積場への出入りの用を含む)に供する。

(6) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から1年とする。

**60 工兵隊事務所 (52,200、建物7,905)**

(1) 土地の区域  
 浦添市字西原(安河原)

(2) 工作物の種類  
 建物(鉄筋コンクリートブロック造、陸屋根、三階建)1棟  
 建物(鉄筋コンクリートブロック造、陸屋根、平家建)3棟  
 建物(鉄骨造、トタン葺、平家建)2棟

(3) 工作物の設置場所  
 浦添市字西原安河原2,570番地  
 (4) 土地及び工作物の使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊の事務所の用(当該事務所への出入りの用を含む)に供す

(5) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から1年とする。

**62 那覇冷凍倉庫 (82、建物82(48㎡))**

(1) 工作物の種類  
 建物(鉄筋コンクリート造、陸屋根、二階建)1棟

(2) 工作物の設置場所  
 那覇市西3丁目10番地17  
 (3) 工作物の使用部分  
 建物の北東角の82平方メートルの部分

(4) 使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊冷凍倉庫の用に供す

(5) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から1年とする。

**63 ハーバービュー・クラブ (16,200)**

(1) 土地の区域  
 那覇市栄橋2丁目、字池辺(美武田原)及び字壺川(阿手川原)

(2) 使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊食堂施設の用に供す

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**66 那覇空軍・海軍補助施設 (3,623,000)**

(1) 土地の区域  
 那覇市字鏡水、字具志、字堂間、字宮城、字金松、字安次嶺、字赤嶺、字大嶺、字田原、字小緑、字高良、字字栄原、住吉町3丁目及び鳥尻郡豊見城村字瀬長(瀬長島及び舟無小原)

(2) 使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊の住宅、弾薬庫及び事務所の用に供する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**▼ 那覇海軍航空施設 (820,000、建物22,000)**

(1) 土地の区域  
 那覇市字堂間、字大嶺及び字鏡水

(2) 使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊飛行場の用に供す

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**▼ 那覇空軍・海軍補助施設の一部及び那覇空港の一部 (1,143,000)**

(1) 土地の区域  
 那覇市字堂間、字安次嶺、字赤嶺、字宮城、字高良、字具志及び大嶺

(2) 使用の方法  
 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の各航空関係部隊等の庁舎、營舎、航空機整備施設等の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

海上自衛隊の基地隊の庁舎、營舎等の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**【第2回使用告示】**

**アメリカ合衆国軍隊の用に供するもの(了解覚書A表・その他)**

**39 砂辺倉庫 (2,547、建物1,657)**

(1) 土地の区域  
 中頭郡北谷村字砂辺(大道原)

(2) 工作物の種類  
 建物(2号倉庫—鉄骨造、カラー波型トタン葺、平屋建—及び3号倉庫—鉄骨造トタン葺、平家建)—二棟

(3) 工作物の設置場所  
 中頭郡北谷村字砂辺大道原272番地及び277番地の1

(4) 土地及び工作物の使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊の倉庫の用(当該倉庫への出入りの用を含む)に供する。

(5) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から1年とする。

**54 牧港倉庫 (1,506、建物737)**

(1) 土地の区域  
 浦添市字牧港(牧港原及び上野原)

(2) 工作物の種類  
 建物(補強コンクリートブロック造、陸屋根—一部波型トタン葺—平家建)1棟

(3) 工作物の設置場所  
 浦添市字牧港上野原909番地の2

(4) 工作物の使用部分  
 建物の西北西端の123平方メートルの部屋を除いた部分

(5) 土地及び工作物の使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊の倉庫の用(当該倉庫への出入りの用を含む)に供する。

(6) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から1年とする。

**55 牧港サービス事務所 (613、建物613)**

(1) 工作物の種類  
 建物(補強コンクリートブロック造、陸屋根、二階建)1棟

(2) 工作物の設置場所  
 浦添市字牧港牧港原38番地の1

(3) 工作物の使用部分  
 建物の二階部分のうち、車道一号线沿いの264平方メートルを除く部分

(4) 使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊の事務所の用(当該事務所への出入りの用を含む)に供す

(5) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から1年とする。

**57 牧港補給地区補助施設 (1,227、建物1,227)**

(1) 土地の区域  
 浦添市字牧港(桃原)

(2) 工作物の種類  
 建物(鉄骨造、トタン葺、平家建)1棟

(3) 工作物の設置場所  
 浦添市字牧港桃原186番地

(4) 工作物の使用部分  
 建物の北西端の342平方メートルの部屋及び北東角の115平方メートルの部屋を除く部分

(5) 土地及び工作物の使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊の倉庫の用(当該倉庫への出入りの用を含む)に供する。

(6) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から1年とする。

**58 牧港調達事務所 (1,873、建物983)**

(1) 土地の区域  
 浦添市字城間(大川原)

(2) 工作物の種類  
 建物(補強コンクリートブロック造、陸屋根、三階建)1棟

(3) 工作物の設置場所  
 浦添市字城間大川原2,129番地の1

(4) 土地及び工作物の使用の方法  
 アメリカ合衆国軍隊の事務所の用(当該事務所への出入りの用を含む。)に供す

(5) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から1年とする。

**59 浦添倉庫 (5,900、建物2,408)**

(1) 土地の区域  
 浦添市字城間(大川原)

昭和47年5月15日から5年とする。

**7 与座岳航空通信施設 (181,500)**  
 (1) 土地の区域  
 糸満市字与座及び字大里並びに鳥尻郡東風平村字富盛、字世名城及び字高良

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊の航空警戒管制施設の用に供し、その後は、航空自衛隊の航空警戒管制部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**8 与座岳サイト (121,400)**  
 (1) 土地の区域  
 糸満市字新庭及び字真栄平並びに鳥尻郡東風平村字世名城並びに鳥尻郡具志頭村字安里及び字仲俣

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊のミサイルサイトの用に供し、その後は、陸上自衛隊の高射特科(ホーク)部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**9 与座岳陸軍補助施設の一部 (83,600)**  
 (1) 土地の区域  
 鳥尻郡東風平村字富盛

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊の通信施設及び事務所の用に供し、その後は、陸上自衛隊の高射特科(ホーク)部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**10 久米島航空通信施設 (230,700)**  
 (1) 土地の区域  
 鳥尻郡仲里村字江城並びに鳥尻郡具志川村字仲村裏、字上江洲、字西銘、字大田、字兼城及び字嘉手刈

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊の航空警戒管制施設の用に供し、その後は、航空自衛隊の航空警戒管制部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**12 宮古島航空通信施設 (101,200)**  
 (1) 土地の区域  
 宮古郡上野村字野原鏡原、平良市字西里ツイギヤ、字西里ツカンカ原、字西里富名腰、字下里鏡原、字下里鏡原山

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊の航空警戒管制施設の用に供し、その後は、航空自衛隊の航空警戒管制部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**自衛隊施設用地として使用するもの(了解覚書C表)**

**5 那覇ホイール地区 (291,400)**  
 (1) 土地の区域  
 那覇市字鏡水及び住吉町3丁目

(2) 使用の方法  
 陸上自衛隊の普通科部隊、施設科部隊等の駐とん地の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**6 ホワイト・ビーチ地区の一部 (68,700)**  
 (1) 土地の区域  
 中頭郡勝連村字平家原

(2) 使用の方法  
 陸上自衛隊の普通科部隊、施設科部隊等の駐とん地の用地として使用する。

昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊の用に供し、その後は、自衛隊の施設の用地として使用するもの(了解覚書B表)

**1 恩納サイト (267,100)**  
 (1) 土地の区域  
 国頭郡恩納村字恩納、字宮茶及び字富音並びに国頭郡金武村字屋嘉

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊のミサイルサイトの用に供し、その後は、航空自衛隊の高射(ナイキ)部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**2 知花サイト (149,700)**  
 (1) 土地の区域  
 コザ市字倉敷、国頭郡恩納村字山田及び中頭郡読谷村字親志

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊のミサイルサイトの用に供し、その後は、陸上自衛隊の高射特科(ホーク)部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**3 ホワイト・ビーチ地区の一部(137,600)**  
 (1) 土地の区域  
 中頭郡勝連村字平家原、字内間、平安名

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊のミサイルサイトの用に供し、その後は、陸上自衛隊の高射特科(ホーク)部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**4 那覇サイト (97,100)**  
 (1) 土地の区域  
 那覇市字安次嶺、字堂間及び字大嶺

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊のミサイルサイトの用に供し、その後は、陸上自衛隊の高射(ナイキ)部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**5 知念第一サイト (113,300)**  
 (1) 土地の区域  
 鳥尻郡知念村字知念

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊のミサイルサイトの用に供し、その後は、航空自衛隊の高射(ナイキ)部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。

**6 知念第二サイト (311,600)**  
 (1) 土地の区域  
 鳥尻郡佐敷村字佐敷、字手登嶺及び字伊原並びに鳥尻郡知念村字吉富、字山里、字具志嶺、字知念及び字志喜嶺並びに鳥尻郡玉城村字垣花及び字親栗原

(2) 使用の方法  
 昭和47年5月15日から1年以内にアメリカ合衆国から日本国に返還されるまでの間は、アメリカ合衆国軍隊のミサイルサイトの用に供し、その後は、航空自衛隊の高射(ナイキ)部隊の施設の用地として使用する。

(3) 使用の期間  
 昭和47年5月15日から5年とする。